

参議院法務委員会會議録第二十二号

昭和三十九年五月十二日(火曜日) 午前十時五十分開会

委員の異動

五月十一日

補欠選任

岡 三郎君 中村 順造君

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福藏君

理事 後藤 義隆君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

植木 光教君

田中 啓一君

高橋 衛君

坪山 徳弥君

中村 順造君

大和 与一君

岩間 正男君

山高しげり君

国務大臣 賀屋 興宜君

法務大臣 賀屋 興宜君

政府委員 警察庁交通局長 高橋 幹夫君

法務省刑事局長 竹内 壽平君

事務局側 常任委員 西村 高兄君

会専門員 西村 高兄君

本日の會議に付した案件

○鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君發議)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(道路交通事故対策等に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

○委員(後藤義隆君) 本日、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案、商法の一部を改正する法律案、逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案、刑法の一部を改正する法律案及び暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案、以上五件を便宜上一括して議題といたします。

○御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員長(中山福藏君) 速記を起し

○稲葉誠一君 この犯罪人引渡法の改正案がかりに効力を発するようにになるとすると、アメリカとの間に犯罪人引き渡しの条約がありますが、あれはもう要らなくなるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 不要になるのではございませんで、それは犯罪人を引き渡すかどうかという問題の両国間の合意でございますので、これはその合意を前提としまして、引き渡しをする場合の国内法の手続を定めたのが本法案でございますので、条約は依然として必要でございます。で、条約がない場合につきましては国内法の手続を今回の改正で新たに追加しておりますから、条約のない場合におきましては、相互主義によってやるといふこと

○稲葉誠一君 以前に日本とロシアとはつきりしないんですが、ロシアというんですか、ロシアとの間にも同じような条約があったんだというふうに言われているんですが、これはどんな条約で、現在はどのようなふうになっているわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 御指摘のように、ロシアとの間に、明治四十四年条約第十二号というので、アメリカとほぼ内容の同じの犯罪人引渡条約がございました。その条約は、その後失効して今日に至っておりますのでござい

○稲葉誠一君 きょうういただいた資料です。三機あるわけですが、これについてちよつと概要を御説明願いたいのですが。

○政府委員(竹内壽平君) 三つの資料をお手元に差し上げましたが、最初の「犯罪人引渡し」の状況でございます。この状況を現在トレリスでございますが、アメリカ合衆国二十二件ロシア以下ここに書いておりますように、合計

○稲葉誠一君 この失効したというこ

とは、あらためて確認したわけですか。そのロシアの、あれですか、何と

いうのですか、国体というか、国家組織が変わったから当然失効したというふうに見えていいわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) いまお話しのような考え方も、まあ説をなす者の意見としましてございませぬ。しかし、ながら、どうも公にこれを確認する解釈もまだまっております。少くとも第二次大戦後、各国との間に平和条約ができたわけでございますが、ロシア—ソビエトロシアとの間で国交が回復されました場合にこの条約が回復するという措置がとられておりませんので、まずは失効しておる状態だというふうに解しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 日本がソビエトロシアを承認したときには、そういう点は問題にならなかつたわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) ソビエトロシアを日本が承認したときには、引渡条約については何ら触れていないよう

でございます。

○稲葉誠一君 右の資料に基づきまして統計を見ますと、日本から引き渡しを要求した相手国及び件数でございますが、これは(一)の表のとおり、アメリカ、イギリス、ドイツ、中華民国でございまして、六件六人の要求がござい

ます。

○稲葉誠一君 本年度は逆に日本国に対して引き渡しを要求してきた国と件数でございますが、アメリカ合衆国二十二件ロシア以下ここに書いておりますように、合計

一年に至る間に於ける我が国との間に起りたる逃亡犯罪人の引渡に関する事件要領」というのがございませぬ。これともう一つは、「司法研究第二輯報告書集二」というのがございまして、このあとのほうは担当官の研究報告書でございまして、確度等につきましては司法省刑事局の資料に劣ることは申すまでもないのでございませぬが、ただ、「司法研究」のほうは明治初年から大正十三年までの事件を掲げておりますので、両者重複しておりますが、なお「司法研究」のほうの範囲が広くなっておりますという意味で、両者をつまませ

ましてここに数字を掲げておるのでございませぬ。なお、ここに書いておられますように、大正十四年以降の統計につきましては、資料が焼失いたしましたので、昭和十年から以降は、スイス連邦との間の引き渡しは二名あるほかには一件もないということだけはその他の資料によりまして確認をいたしてお

おります。

○稲葉誠一君 本年度は逆に日本国に対して引き渡しを要求してきた国と件数でございますが、アメリカ合衆国二十二件ロシア以下ここに書いておりますように、合計

一年に至る間に於ける我が国との間に起りたる逃亡犯罪人の引渡に関する事件要領」というのがございませぬ。これともう一つは、「司法研究第二輯報告書集二」というのがございまして、このあとのほうは担当官の研究報告書でございまして、確度等につきましては司法省刑事局の資料に劣ることは申すまでもないのでございませぬが、ただ、「司法研究」のほうは明治初年から大正十三年までの事件を掲げておりますので、両者重複しておりますが、なお「司法研究」のほうの範囲が広くなっておりますという意味で、両者をつまませ

ましてここに数字を掲げておるのでございませぬ。なお、ここに書いておられますように、大正十四年以降の統計につきましては、資料が焼失いたしましたので、昭和十年から以降は、スイス連邦との間の引き渡しは二名あるほかには一件もないということだけはその他の資料によりまして確認をいたしてお

おります。

○稲葉誠一君 本年度は逆に日本国に対して引き渡しを要求してきた国と件数でございますが、アメリカ合衆国二十二件ロシア以下ここに書いておりますように、合計

一年に至る間に於ける我が国との間に起りたる逃亡犯罪人の引渡に関する事件要領」というのがございませぬ。これともう一つは、「司法研究第二輯報告書集二」というのがございまして、このあとのほうは担当官の研究報告書でございまして、確度等につきましては司法省刑事局の資料に劣ることは申すまでもないのでございませぬが、ただ、「司法研究」のほうは明治初年から大正十三年までの事件を掲げておりますので、両者重複しておりますが、なお「司法研究」のほうの範囲が広くなっておりますという意味で、両者をつまませ

ましてここに数字を掲げておるのでございませぬ。なお、ここに書いておられますように、大正十四年以降の統計につきましては、資料が焼失いたしましたので、昭和十年から以降は、スイス連邦との間の引き渡しは二名あるほかには一件もないということだけはその他の資料によりまして確認をいたしてお

おります。

○稲葉誠一君 本年度は逆に日本国に対して引き渡しを要求してきた国と件数でございますが、アメリカ合衆国二十二件ロシア以下ここに書いておりますように、合計

一年に至る間に於ける我が国との間に起りたる逃亡犯罪人の引渡に関する事件要領」というのがございませぬ。これともう一つは、「司法研究第二輯報告書集二」というのがございまして、このあとのほうは担当官の研究報告書でございまして、確度等につきましては司法省刑事局の資料に劣ることは申すまでもないのでございませぬが、ただ、「司法研究」のほうは明治初年から大正十三年までの事件を掲げておりますので、両者重複しておりますが、なお「司法研究」のほうの範囲が広くなっておりますという意味で、両者をつまませ

八十三件九十一人になっております。それでは、その要求した事件につきましてどういふふうな処理されたかというものが二の三でございます。その最初は、日本国から引き渡しを要求した事件について引き渡しを受けた件数が1でございまして、アメリカ合衆国からとそれから中華民國、これが三件三人の引き渡しを受けております。

それから要求をしたが受けなかった件数が、連合王国—イギリス、それからドイツ、中華民國、三件三人でございまして、どうして受けられなかったというこの原因がここに書いてあります。詳しく一々読むのを省略いたしますが、原因はここに書いてあるとおりでございます。

それから外国から引き渡しを日本が要求を受けたのでありますが、それに対して引き渡しをいたしました件数、これがアメリカ合衆国以下合計二十五件でございます。引き渡しをした人数は二十八人となっております。

今度は逆に引き渡しをしなかった国と人数でございますが、これを見ますると、合計五十八件で六十二名が引き渡しをいたしておらないのでございまして、なぜ引き渡しをなかつたかというこの原因調べは、その次の十ページのところから(1)から(10)まで掲げてございまして、これを見ても、これらはいずれも政治犯罪とは何ら関係がないようございまして、政治犯罪人不可引き渡しという原則はこれは確立したものでございまして、受ける場合も渡す場合も政治犯罪人は除外されておることが大体これによって明らかでございます。

三は、事件を年表式的に見たのでござ

いまして、日本国から引き渡しを要求しましたのは明治六年から大正八年までに六件、そのうち引き渡しを受けたものが三人と、こういうことになっております。

それからその次は、外国から犯罪人の引き渡しの要求があつたものを年表式的に見たのでございまして、これは明治五年から大正十四年までの間に八十三件、二十五人の引き渡しを了しておる、かようになつておるのでござい

ます。それから第二の資料といたしまして、「逃亡犯罪人引渡しの内交渉を行なう、又は事実上犯罪人を引きとつた事例」これはこちら側が引き取つた事例でございます。それといたしましては、まず、昭和三十五年にニュージールランドに對しまして、いわゆるブース事件でございまして、これはここに書いてありますように詐欺事件の被告人でございまして、これを要求いたしましたところ、ニュージールランド政府におきましては国外退去を命じまして、本人はアメリカに向かつて、こういうことになっております。

それから三十八年度、アメリカ合衆国から盛田松彦を殺人被疑者として引き渡しを受けておりますが、これは海上保安庁の係官がホルンで身柄を事実上引き取りまして、空路任意同行して帰国をいたしております。

三十九年度になりまして、殺人被疑者の植木賢一をパナマ共和国から引き取つてきておりますが、これは海上保安庁の係官がパナマに出向しまして身柄を引き取つて、空路任意同行して帰っております。

それから第三の資料といたしまして、「事実上犯罪人について引渡しの要請があつた事例」、外国から要請を受けた事例でございまして、まず、三十二年に、中華民國から、これは中華民國の警察官であるということでございますが、どういふ罪名のものかわかりません。これは退去強制令書によりまして自費出国をして、これは中共のほうに帰つております。

それから三十五年、韓国の事件で崔珽宇、これは韓国の国会事務総長の職にあつた者で、選挙を干渉したというのが向こうの言ひ分になっておりますが、これもどういふ罪—選挙干渉という罪があるのかどうか知りませんが、わかりませんので、これは入管令の取り扱ひとなつておりました退去強制によつて自費出国でスイスに帰つております。

た。それを日本の警察官が引き取りに参りまして、商船で任意同行で連れて帰つております。

同じく三十八年度、アメリカ合衆国から盛田松彦を殺人被疑者として引き渡しを受けておりますが、これは海上保安庁の係官がホルンで身柄を事実上引き取りまして、空路任意同行して帰国をいたしております。

三十九年度になりまして、殺人被疑者の植木賢一をパナマ共和国から引き取つてきておりますが、これは海上保安庁の係官がパナマに出向しまして身柄を引き取つて、空路任意同行して帰っております。

それから第三の資料といたしまして、「事実上犯罪人について引渡しの要請があつた事例」、外国から要請を受けた事例でございまして、まず、三十二年に、中華民國から、これは中華民國の警察官であるということでございますが、どういふ罪名のものかわかりません。これは退去強制令書によりまして自費出国をして、これは中共のほうに帰つております。

それから三十五年、韓国の事件で崔珽宇、これは韓国の国会事務総長の職にあつた者で、選挙を干渉したというのが向こうの言ひ分になっておりますが、これもどういふ罪—選挙干渉という罪があるのかどうか知りませんが、わかりませんので、これは入管令の取り扱ひとなつておりました退去強制によつて自費出国でスイスに帰つております。

以下、ここに書いてあるとおりでございますが、三十五年には、ソ連、これも刑事犯罪人というところでございまして、一切罪名等はわかつておりませ

ん。これも退去強制によりまして自費出国でドイツのフランクフルトに帰つております。

それから三十六年には、ノルウェー、殺人傷害被疑者、これは罪名ははっきりしておるのでございませぬけれども、ノルウェーの官憲が羽田に参りまして、事実上任意同行で引き渡ししておるのでございまして。

それから三十六年は、中華民國、これは殺人被告人で、台湾において公判中のものでございまして、これは台湾へ強制送還をいたしてあります。

それから三十七年、中華民國、これはやはり退去強制の措置をとつたのでございまして、自費出国で中共の天津へ帰つております。

三十八年には、アメリカのダイゲルという者でございまして、横領被疑者ということになっておりますが、これは正規在留になっておりますために、何ら措置をいたしてありません。

それから同じく三十八年、韓国の張厥根、これは元韓国内務部長官でございまして、これも選挙に干渉したということが理由になつておるようでございますが、これは退去手続中であるとして、現在は仮放免ということになっておりますし、一方、不法入国の点につきましては、刑事裁判に係属中でございます。

以上がこの資料のあらましでございます。○稲葉誠一君 政治犯として引き渡しの要求があつたけれども不可引き渡しであつたというのはないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私どもの承知しております限りではございませぬ。○稲葉誠一君 いまいただいたばかり

でこの資料を検討してないので、十分な質問はできないのですが、「犯罪人引渡しの状況」の中で、日本国に対して犯罪人引き渡しを要求した国の中に、朝鮮というのが四件ありますね、朝鮮人四名、この朝鮮というのはどこですか、いつごろですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、日韓合併以前の朝鮮の時代でござい

○稲葉誠一君 それから日本のほうで外国に對し引き渡しの内交渉を行なつたという二番目に説明があつた中の、たとえばブースというのがありますが、こういうのは、国外退去を命じて、本人はアメリカに向かつてから一体どういふふうになつたのか、これははっきりしないのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように、ブースはアメリカに行つたわけでございまして、アメリカにも日本と同じように自国民不可引き渡しの原則がございまして、そういう関係から結局正規の手続をとらなかつたというふう

○稲葉誠一君 アメリカへブースという人を帰したのか、あるいは国外退去だけを命じたから本人はアメリカに行つちやつたのか、よくわかりませんが、アメリカとの間の逃亡犯罪人引渡

条約に關連をしてこのブースの事件を取り扱つたわけですか、全然、関係ないのですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、ニュージールランド政府に對しまして、条約はないけれども、相互主義で引き渡しをしてほしいという交渉を日本からしたわけでございまして、ニュージールランド政府ではこれに

で、ニュージールランド政府のほうでこれをアメリカのほうに出してしまつたと、こういうことをごさいます。

○稲葉誠一君 いまちよつと勘違いしてしまつたが、そうすると、ニュージールランドとの間では、いわゆる相互主義に基づいて、もちろん条約はないのですが、犯罪人を引き渡すというふうな一つの国際慣例はないのですか。

○政府委員(竹内壽平君) その間の事情は必ずしも詳しくわからないのでございませぬけれども、承知しておりますところでは、ブリスがニュージールランドで滞在期間を超過してしまつて不法残留ということになりまして、また、入管上の関係で、そういう関係から、われわれのほうの要求を正式に取り上げて審査する以前の段階の処置として退去を命じてしまつたというふうな聞いておるわけでございます。ただ、ニュージールランドという国はイギリス系の国でございます。アメリカ、イギリスという国では、大体できるだけ諸外国との間に犯罪人引渡条約を多く結んでおる国でございます。そういうことで引渡条約がないというふうなことで、あるいは話がさらに一歩進んだ段階にもしなつたとすれば、そういうふうなこともあり得るかと思つて、とにかくそこまで入らない段階で処理されてしまつたので、どういふ考え方であるかというところは、いま推測することができないわけでございます。

○稲葉誠一君 この問題一つとつてみ

てもいろいろの疑問がわくのですが、たとえばアメリカへ行つちやつたというところは、日本の政府に具体的にいつごろどういふふうな形でわかつたのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは正式な手続でございませぬので、いつということがはっきりわからないのでございませぬが、「措置」のところに書きましたように、「九月国外退去を命じ、本人はアメリカに向かつた」ということは、ニュージールランドの日本在外公館でございませぬ、公館からの公報によりまして私ども承知したわけでございます。

○稲葉誠一君 それはわかりました

が、それでアメリカへ向かつてしまつて、後にアメリカとの間に犯罪人の引き渡しの条約があるのですから、その条約に基づいて、アメリカに対してブリスを日本に引き渡すという請求は条約上はできないのですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、条約で引き渡し請求をすることはできるわけでございます。しかし、条約の明文が明らかにならぬに、自国民を引き渡すの原則がございませぬので、要求はしてみてもおそろしく引き渡さぬというところが推認される状況のように判断されたいわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、日本人が犯罪を犯してアメリカへ行つてしまつたというときには、日本はアメリカに対して条約に基づいて引き渡しの請求権があるのだと、これははっきりして

いますね。アメリカ人が日本で犯罪を犯してアメリカへ帰つちやつた、そうすると、その条約に基づいて引き渡し

の請求権は発生しないわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは請求権がないのじやなくて、請求権があるわけでございますが、今度は自国民であります場合には、アメリカがこれを引き渡すかどうかは、条約上の義務となつていないので、引き渡すかどうかは、事件によつてきまる一種の恩恵といひますか、そういう形で任意の判断によつてきまることになるので、日本国としては権利として引き渡しを要求し、向こうは義務としてそれに応ずるという権利、義務の関係にはならぬ。

これは引渡条約の第七条に「締約国ハ本条約ノ條款ニ因リ互ニ其臣民ヲ引渡スノ義務ナキモノトス但其引渡ヲ至当ト認ムルトキハ之ヲ引渡スコトヲ得ヘシ」と、こう書かれておりますので、義務はないんだけれども引き渡すことがあり得るということの規定しております。まあこの条文の解釈からいまして、アメリカへ行つてしまつたので、引き渡しを受けることは困難である、こういうふうな推測されるわけでございます。

○稲葉誠一君 いま言った点は、今度の引渡法並びにその改正とも関係するのですか、全く関係はないわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 今回の引渡法の改正とは何ら関係がございませぬ。いま申しておる自国民を引き渡しというところは、外国と日本国との間においての引き渡しをなし得るかなし得ないかの一つの原則でございまして、今度の改正案とは何ら関係はございませぬ。

○稲葉誠一君 そうすると、日本人が日本で犯罪を犯しても、かりにアメリカ

かならアメリカに行つてアメリカ人になつて帰化してしまつた、そういうふうになつてしまつたと、もう日本としては引き渡しの請求権はなくなつてしまつたわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 請求権は、さつき申し上げましたように、あるのございませぬが、引き渡しを受けることはむずかしくなる、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 請求権はあるんだけれども自国民を引き渡し——これは向こうも権利があるわけじやないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 向こうには引き渡しをしないという権利があるわけでありませぬ。こちらでは、その権利の効果として引き渡しを受ける権利はないわけですね。つまり、日本を中心にして引き渡し請求権はあるんだけれども、向こうにまた引き渡さないという権利がありますために、引き渡しの義務はないわけですね、アメリカ側には。そこで、義務はないがそれじやどうなるんだという、そういう問題も、ただし書きでアメリカの判断で引き渡すことが相当だと認めるときには引き渡すことができる、こういうことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、日本にいてアメリカの駐留軍人が日本で犯罪を犯してアメリカに帰つてしまつた

そうすると、日本としては、もう事実上手を出すことはできないわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) いまのお話したのは、これは地位協定のほうのカテゴリーに入る関係のものでございませぬ、直接これとは関係がないわけでございます。

○稲葉誠一君 アメリカの軍人が公務中に事故を起こしたということなら別として、公務外に犯罪を犯した、そういう場合には、この逃亡犯罪人の引き渡しの条約によつて、アメリカに対して引き渡しの請求権が日本にあるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 考え方としては、軍人の犯罪につきましては、安保条約に基づく地位協定によりまして特別な取りきめをしておりますので、その取りきめに従うわけなんです、その取りきめがどういふふうになるかということにつきましては、ちよつと時間をかしていただいておりますが、関係がないわけでは、これは軍人の犯罪とは違つたわけでは、これは一般の犯罪についての規定でございませぬ。

○稲葉誠一君 私の質問もちよつとラフだということを感じていて質問しているのですけれども、それは公務中の場合と公務外の場合に、実際に

たとえば保釈なら保釈になって、それでアメリカに帰ってしまった、軍の移動や何かで。そういう場合には、日本に引き渡しの請求権というものが発生するのかもしれない。発生はするんだけれども、アメリカのほうの自国民不引渡しの権利が何かあって、それの反対の効果というのか、結局、日本の権利は消滅してしまうのだということなのか。そこら辺のところは統一したものがちよつとよくわからない。私の質問も、いまちよつと思いついたことで質問しているんで、十分コンクリートしたものでないんですけど、これはよく研究して、くれませんか。

それから憲法で「政治犯罪」ということばを使っているでしょう。憲法第八十二条第二項で、これは裁判公開の原則のところに関連して出てきてはわけですね。政治犯の定義についてはこの前いろいろお聞きしたわけですが、これは別として、この政治犯罪の概念が引き渡しの場合の問題となるなら、ある程度一般的なものでないかと思うんです。これはそのときのケース・バイ・ケースで定めるべき筋合いのものかと思うんですが、憲法の政治犯罪の場合には、公開を禁止することができないというんですよ、八十二条第二項で。そうなつてくれば、日本の憲法自身が政治犯罪とすることをはっきり規定しているのですから、その場合にいまの政治犯罪の概念というものが明確でなければ私はいかんと思うんですよ。これにはいろいろな考え方があるんじゃないですか、客観説と主観説というふうに。そこをどういうふうに法務省当局はとっているわけですか。これもいままさぐでなくていいですか。

ども。

○政府委員(竹内壽平君) 憲法第八十二条の政治犯罪という概念と犯罪人引渡法の政治犯罪というものが全く同一概念で理解していいかどうかということにつきましては、これは、私は、法律概念でございまして、おおむね一致した概念だと思えますけれども、片一方は国内法としての政治犯罪でございまして、片一方は国際間における政治犯罪という概念でございまして、おのずからそこにニュアンスがあるのだらうと思えます。したがって、解釈の基準としては、国内的な立場で解釈をすべきではなくして、一つの国際的な視野に立ちまして、国際慣行、国際的な通説といったようなものを頭に置いて解釈すべきだと思つてございまして。そういう意味で、きわめてあいまいなような話になります。一九五七年の十二月十三日にパリで締結された逃亡犯罪人引渡に関するヨーロッパ条約というのがございまして、この中にも第三条に「政治犯罪」という規定がございまして、この第三条などは、運用解釈にあたりましてやはり大いに参考になる規定でございまして。これによりまして、第三条の第一項におきましては、これは定義は掲げてないのでも、これは「政治犯罪又は政治犯罪に関連する犯罪である」とみなされる場合には、「と、こういうふうに「政治犯罪又は政治犯罪に関連する犯罪」ということで、政治犯罪の中身については何ら言っておられないのでもございまして。ただ、その二項、三項と照り合わせて考えてみますと、中身がだんだんはつきりしてくるのでございまして、その第二項におきましては、

「普通の刑事犯罪についての逃亡犯罪人の引き渡しの請求がその者の人種、宗教、国籍又は政治的意見を理由として起訴又は処罰するという目的のためになされているか、又はその者の身の上でこれらのおそれの理由によつて危うくされるおそれがあると被請求国が信ずる十分な理由のある場合にも、前項と同様とする。」、こういう規定がございまして。それから第三項に、そういう犯罪でありまして、「国の元首又はその家族の生命を奪う犯罪又はその未遂は、本条約の適用においては、政治犯罪とみなさないものとする。」、こういうふうな規定がございまして。

こういふような一、二、三項の規定をいろいろ考えてみますと、大体通説と申しますか、国際的な通説に近いラインでこの条約ができていまして、わかるのでございまして、この辺を解釈の基準といたしまして運用をはかつていきたいと思います、かように考えております。

○稲葉誠一君 政治犯罪の場合に不引渡し原則というものがどのような理由から確立されてきたんですか。なぜ政治犯は不引渡しなんですか。そういう原則が国際上一つの慣習的なものとして確立されるようになったその理由は一体どこにあるのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 国際法のこのようになってまいりますので、正確なお答えがしにくいのでございまして、おそらく世界人権宣言等の十四条にもございまして、やはり人権という立場から、人道主義、それを基礎とした人権保護、こういうふうなところが基礎になつてこういう観念が国際的に固まつてきて、今日では一つの国際的な慣習、慣行、こういうふうになつてきているものと思つております。

○稲葉誠一君 国際人権宣言はいつできたんでしょうか。その前からこれは慣習として成立しているんじゃないですか。だから、国際人権宣言以前の問題じゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 国際人権宣言によつて新たに定立されたのじゃないか、あの人権宣言は一ついま申しましたような人道主義的な人権思想を踏んまえての人権宣言であると思つて、人権宣言におきましては庇護権というものは現在いる国の一つの権利として認められておるのでございまして。これはまあ慣例でございまして。人権宣言のほうは、逆に、逃亡者が庇護を受ける権利があるというふうなまで引き上げておるのでございまして。そこに人権宣言の意味があると思つてございまして、人権宣言も突如として生まれてきたんじゃないか、過去のそういう人道主義の積み上げの上から一歩を進めて権利としてそこを掲げておるところに意味がある、かように考えておるのでございまして。

○稲葉誠一君 これは、歴史的に言うこと、フランス革命以前とフランス革命後によつて非常に変わつてきたんだというのを学ばせておられるのですか、これはまあいいことで論議するほどのことではありませんからあれしますが、いま刑事局長が言つた庇護権というのは、あれですか、アッサイヤムのことですか。アッサイヤムというのは、具体的にいまの段階でどういうふうに認められているのですか。日本としてはどういうふうに認めているとい

うふうな考えなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) アッサイヤムの庇護権というのは、たとえば日本にいる外国人が日本に対して庇護権を請求、保護してほしいという申し出がかりにあったといたしますと、日本の立場として庇護権があるというふうな、これは大体国際的な慣例だと思つておられます。しかし、申し出た人が庇護を受ける権利があるというふうな書いてありますのが人権宣言でございまして、そこまでは国際慣行としては確立してないというふうに私も見えております。

○稲葉誠一君 そうすると、逃亡犯罪人の引き渡しに関連して政治犯の問題が出てきているわけですが、それと政治犯との問題が、また何といひますかカテゴリーが違つたんですけれども、当然関連して出てくるんですが、難民問題は別にこの次にするとして、政治犯と一般犯罪とを区別して、政治犯が不引渡し原則があるというものがちよつとはつきりしないのですか、その根拠が、これは人権宣言だけでそれによるのでしょうか、それだけですか、考え方は。

○政府委員(竹内壽平君) 人権宣言だけが根拠というのではなくて、先ほど稲葉先生の御指摘がありましたフランス革命以後の人権思想でございまして、特に近代の人道主義、人権思想、こういうものが背景にありまして、政治的犯罪を犯した者が、当該国で政治的理由のために処罰されるということになれば、その者を保護して引き渡さない、その国の請求があつても引き渡さないという、こういう国際慣行というものが生まれてきたのだと思つてい

ございまして、そういう事情を踏まえての人権宣言でありますから、人権宣言以前にはないというのじゃなくて、そういう、思想は近代法律思想の一つの特微的な考え方だと思つてござい

ます。そういうので普通犯罪とは――犯罪は社会に対する一つの害悪でござい

ますが、政治犯といへども害悪であることに変わりはないと思つてござい

ます。普通犯罪と政治犯を区別して引き渡すか引き渡さぬかをきめる基準にして、一方は引き渡さぬ、一方は

引き渡す、こういうことになるのだと思つて

思つて

○稲葉誠一君 これは理論的には、政治犯は、引き渡し請求するほうの国から見れば重大な犯罪であつても、受け

るほうから見ればたいした犯罪でもないこともあつて、それから外交上から言つてそれを帰した場合には、請求国の

政権が交代なり革命なりが起きてきた場合に、何と申しますか、かえつて逆の結果となつて外交上利益にならないとかというふうな現実的な利益とかいろいろの問題がからみ合つてこれはできてきたと、こういうふうな思つて

でなされたものと認められるとき、これは引き渡さない。この二つの条文がはつきりその点を明示して思つてお

つてお

○稲葉誠一君 そうすると、日本の現行法でも、政治犯不引き渡しというの

は、引き渡さないというの、日本の法律上の義務になつていると当然考

えてい

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでござい

ます。○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

るけれども、それが入つて来た者に対しては退去強制は政治犯の場合でもできる

○政府委員(竹内壽平君) これは入管令上の問題になつてくるわけであつて、請求国に対して引き渡さないというの、その対象になつてお

つてお

○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

るけれども、それが入つて来た者に対しては退去強制は政治犯の場合でもできる

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでござい

ます。○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

るけれども、それが入つて来た者に対しては退去強制は政治犯の場合でもできる

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでござい

ます。○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

るけれども、それが入つて来た者に対しては退去強制は政治犯の場合でもできる

○稲葉誠一君 そうすると、承認して

いるのだから、引き渡しの義務は日本にはないんだ。だけれども、韓国へ退

去強制して送還されたいという事はでき

るんだという事ですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは後段のほうで違つてございまして、入

管令上も韓国に強制退去をするという

ことはあり得ませんし、また、規定も

たしか出入国管理令の五十三條だつた

か。○稲葉誠一君 五十三條の第一項は、その国に送還されたいという事

でござい

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでござい

ます。○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

るけれども、それが入つて来た者に対しては退去強制は政治犯の場合でもできる

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでござい

ます。○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

るけれども、それが入つて来た者に対しては退去強制は政治犯の場合でもできる

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでござい

ます。○稲葉誠一君 政治犯不引き渡しの義務は法律上の義務になつてい

のでございますが、この政治亡命というものは、本国で犯罪を犯しているかどうかということは関係ないわけで、その出入りの状態も、外国へ渡つて来る場合に、正規の旅券を持って来る人があるし、密入国で来る人もあるし、いろいろございまして、本国で犯罪を犯して来ている人もあるし、その犯罪は政治犯であることは必ずしも要しないが、とにかく他国へ渡つて、その他国で本国へ帰りたくないというのを、もしそういうふうな考えが変つた場合に、その事情が政治的な意味を持つて本国へ帰りたくないという意思表示をする場合もございまして、その事情は私いろいろあると思うのですが、政治犯罪以外のものについては、法律的な規制は何にもないわけでございまして、法律的規制はございせんから、その法的規制はどうやるかと云えば、一般の出入国管理と同じように、そういう者に対しましても出入国管理令で処理するほかにいけません。出入国管理令を動かしていきまして、運用の段階で、先ほど大臣が申されましたように、本人の強制退去を命じなければならぬ場合に、本人がどうしても自分の生まれ故郷の国へは帰りたくないんだということを言い、その意思が確認されます場合には、その生まれ故郷の国には帰さない「その他の国」に強制送還する、こういうことに取り扱っている、こういうことございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、いま言う「その他の国」という場合は、韓国から来た場合には、北朝鮮へ帰りたいと言った場合には、その北朝鮮は「その国」に入っているんですか。韓国から日本へ来た、いや自分は北朝鮮へ帰りたいと言った場合には、北朝鮮へ帰すんですか。

○政府委員(竹内壽平君) いまの北朝鮮が「その他の国」へ入るかどうかというところは、正式には外務省の担当官からお答えを願わぬと困りますし、さらにはまた入管令の所管の入管の当局からお話を申し上げるのが筋だと思ひますが、現実の取り扱ひとしてしまは、言ひなれば、入管令の解釈としては、やはり韓国と北朝鮮とは別々の取り扱ひにしております。入管令上の「その他の国」の中に入れて解釈をしておるようございまして。

○稲葉誠一君 その点は、まあ入管局長や何かきよう来ておりませんし、大臣がおわかり願えればと思ひますけれども、おわかり願えるところは失礼にもわからぬけれども、これはこの次にもう一ぺんあらためて聞きたいと思ひますが、そうすると、退去強制というところも一つの引き渡しに入るんじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 引き渡しには入りません。引き渡しというのは、こちらが向こう側に対して引き渡し義務を感じて引き渡す場合でございまして、退去強制はわが国の一方的な行為でございまして。引き渡すというときには、相互で、日本国としては引き渡す義務を感じ、向こうは権利として受け取るでございまして、その要件も先ほど申したように、一定の条件のある場合だけでございまして。それから入管令上の強制送還というのは、わが国だけの独自の立場で判断してやる事柄でございまして、法律的性格は全く違つておる法律行為であります。

○稲葉誠一君 私が抱いている疑問はちよつと整理されなかつたんですが、犯罪人引渡法で義務として政治犯は不引き渡しのものが規定されているんだところ、ところが、実質的には退去強制という形で、これは別の何と云いますかジャンルだということによって、政治犯は引かれぬというところ、政治犯は不引き渡しの義務というものは、形はあつても、実質的には全くなくなつてくる、ある場合には特定の場合にはそういうふうに考えられることができてくるのじゃないかということが一つの疑問なんです、同時にまた、政治犯不引き渡しの義務というのは、それは日本が引き渡さないということですから、日本に残留する権利があるということとはまた別個のものとして解釈するんですか。ただ引き渡さないというだけのものか、その国へ渡さないというだけのものか、その国へ渡さないうのは政治犯不引き渡しの義務とは関係ないんだ、義務外なんだ、こういう考え方なんです。

○政府委員(竹内壽平君) この両者一退去強制と不引き渡しとは一応考え方が違つてございまして。

○稲葉誠一君 それはわかりました。

○政府委員(竹内壽平君) それはおわかりいただいていると思うのですが、もしその当該対象の人が日本に正規の形で入つてきておりました、日本に滞在できる立場の者でございましたら、強制退去という問題はないわけでございます。かりにその者が犯罪人、政治犯罪人であつても、引き渡しの請求を受けたとしても、わがほうはこれを断ります。断つて日本に居ることができぬわけですね、彼は、しかしながら、政治犯罪の引き渡しの点からいいますと断られるのでございまして、もしその人が不法入国をしてはおつて日本に滞在することができぬという身分関係にありませぬでございまして、これは入管令上退去を命ぜられるというところは当然なことで、そういう場合の退去の際に、本人が希望しない国、つまり引き渡しを請求してしまふような国は希望しない国でございまして、そういうことは五十三条の二項で取り扱ひ上出てくる、こういうことございまして。

○稲葉誠一君 大体政府側の考えていることの概念は整理されてきたと思ひますが、それでは、政治犯不引き渡しの義務というものを法律で義務として認めて、ほとんど実際問題として発動するということは考えられなくなつてくるのじゃないですか。正規の旅券を持つてそうして日本に入つてくるという場合の政治犯というのは、そうたくさん考えられるんですかね。そこは事実問題かもしれませぬが、それは私とあなたの方の考え方の違いかもしれません、どうもよくわかりませぬ。

○国務大臣(賀屋宣宣君) これはもう国際的に大体どこでもそうやつていふことで、日本だけがそうやつていふことではないですから、私はもう固まつていふ問題だと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの不引き渡しの義務というのは、条約がない場合は、これは国際慣習法的なものとして、すでに改正法がなくても国際慣習法として成立しているという考え方をとつておるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 最終的にきめませぬ機関は、この手続法によりまして東京高等裁判所で審判をする、こういうことになつておると思ひます。

○稲葉誠一君 最終的な審判は東京高等裁判所でやるのはいいんですが、そうすると、認定権というふうなものは被請求国にあるのですか。日本が請求された場合に、日本が認定する権限がある、こう見ていいわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) そのとおりでございまして。

○稲葉誠一君 それは東京高等裁判所でやるというのですけれども、国際司法裁判所で最終的にきめるという形になるんですか。そこはどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これはそれは必ずしもならないのでございまして、国際司法裁判所の管轄権の問題は、双方が提訴する、そうしてそれを認諾するという前提がありますので、そういう場合になればあるいは国際司法裁判所の問題になることもあり得るかと思ひますが、一般的にはならない、かように考えます。もつぱら被請求国の自主的な判断でございまして、自主的な判断でございまして、やはり国際慣行と自主的な立場をとるといたしまして、

○政府委員(竹内壽平君) そういう考え方をとつておられます。

○稲葉誠一君 そうすると、政治犯罪と一般犯罪であるかどうかというところの判定をめぐつて争ひが起ることがあると思ひますが、引き渡し請求があつた場合に、そういう場合はどうするんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 最終的にきめませぬ機関は、この手続法によりまして東京高等裁判所で審判をする、こういうことになつておると思ひます。

あまり通念に反する判断というものは、これはおのずから許されたいわけでもない、拒否をするにしても許すにしましても、それ相応な理由をもって相手が納得する解釈に立つて判断をしなければならぬ、こういうふうな思われたいわけですが、よく社会通念と申しますが、国際通念に従ってこれはきめられるべき問題だと思えます。

○稲葉誠一君 これはそういふふうな認定の問題をめぐってもいろいろ争いが起ることはある場合避けられない、こう思うんですが、各国の法制がある程度似ているところもあるし違ふところもあると考えると、そういふようなものを含めて逃亡犯罪人に對する国際条約というふうなものを、たくさんな国が入ってそういうふうなものをつくるというふうなことは考えられていないんですか。

○政府委員(竹内壽平君) あまり私知識がないのでございますけれども、国際連合を中心とした多数国の犯罪人引渡条約というふうなものは、現在のところまだ考えられていないようでございますが、先ほど御説明申し上げましたヨーロッパ条約というのは、約十五カ国の国が入っておりますのでございます。それから北歐五カ国と申しますか、あの地域の諸国では、国内法を共通にいたしておるようでございます。二国間の条約、それから多数国の条約と二種類あるわけで、そのほかケース・バイ・ケースでできる相互主義による引き渡しの取りきめ、こういう三つの態様で現在動いておると思われたいわけですが。

これは、将来の見通しとしましては、地球が狭くなったと申しますか、

人的交流が激しくなつてまいりましたので、国際協力を一そう推進するといふ機運になつて、一そうこの問題は多数国の間で共通に処理するといふ方針が逐次私は確立していくケースじゃないかと思つておられます。

○稲葉誠一君 これはこの次にお聞きしたいと思つていたところですが、難民問題で、難民に關連して難民の地位に關する条約というのがあるのじゃないですか。それに対して日本が加入してはどうかしてないのか、そういうことはききよう聞かなくてはいけませんけれども、それはあるわけでしょう。それで犯罪人引き渡しに關連する条約がないというのはどういうわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 一九五一年の難民の地位に關する条約というのがございますが、これは先ほどお話しした政治亡命の一つの形態——むしろ難民条約にきめてありますほうが範圍が広いのでございまして、政治亡命といふのはその一つだと思つてございしますが、これと政治犯罪の引き渡しといふことは、考え方は同じヒューマニズムに立つた考え方だと思つてございしますけれども、法律制度としての成立の経過を見ますと、犯罪人引き渡しというのはいくらも古くから、非常に古くからそういう考え方、制度は國際的に確立をいたしておるのでございしますけれども、政治亡命を含む難民の処遇といふものにつきましたは、これは必ずしも古くないのでございまして、これと犯罪人引き渡しの原則の問題とはおのずから取り扱ひも違つておりますし、まだ未確定な要素がかなりあるといふことを考えておるわけでありま

す。

○稲葉誠一君 では、ききようはもう一点お聞きしておきたいんですが、さつき刑事局長が言われました中であつたいわゆる自国民不引き渡しの原則といふのがありますね、これはどういふふうなものなんでしょうか。これは國際的のどの程度認められていられるものなんでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、今日では、政治犯罪人不引き渡しの原則と同様に、大多数の国が自国民保護といふ見地から、国内法におきまして、それから引渡条約におきましても、自国民を引き渡さないといふたてまえをとつております。逆にそれが原則でございしますが、イギリス、アメリカなどは、国内法規のたてまえが御承知のように屬地主義といふものをとつておりまして、その關係もありましてイギリス、アメリカでは、外国で犯罪を犯した自国民に對する処罰をしていくといふことは、これは社会正義でございしますが、その処罰をするのに、屬地主義をとつておりますために、自分の國で処罰できない場合が多々ありまして、その關係でいわけたのでございまして、その關係でわりあい引き渡しをすることを広く認めておるのでございします。現に、先ほど申しました日米犯罪人引渡条約におきまして、自国民は引き渡さないといふことを原則としておりますけれども、なお被請求國において相当と認めるときはこれを引き渡すものとしておるのでございします。その点が日本などは屬地主義と屬人主義と両方を刑法のたてまえとしてとつておりますので、その点はアメリカ、イギリスとは

やや國情が違ふといふふうな思つておられます。ヨーロッパ諸國も大体屬人主義をとつておりますので、自国民を引き渡さないで自分の國で処罰する道もできるところから自国民不引き渡しの原則といふものが出てきておるのだと思つておられます。

○稲葉誠一君 一応ききようは質問をこの程度にいたします。

この次は、これに關連するいまの諸問題やそれから法案の内容についてやりたいと思つておられます。

○委員長(中山福藏君) 本案の質疑は、一応この程度にとどめます。

○委員長(中山福藏君) 次に、檢察及び裁判の運営等に關する調査を議題とし道路交通事故対策等に關する件につき調査を行ないます。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中山福藏君) 速記を再開して。稲葉君。

○稲葉誠一君 国道四号線を中心として近來交通事故が各方面に非常に多いんですが、特に、国道四号線の中でも、東京から栃木県に入りまして、

[委員長退席、理事後藤義隆君着席]

野木から間々田、小山、それから桑絹、石橋、宇都宮、それに至る間のいわゆる東京街道の事故がこのごろ非常に多くて、沿道の人も困つておるし、そればかりでなく県民全体としても非常に大きな問題になつておるわけですが、この事故の実態について警察庁のほうでいろいろ調べられたところがあると思つて、ことにことしになつてからの事故の状態といふものはどうい

うふうになつておるか、御説明いたしたい。

○政府委員(高橋幹夫君) 御指摘のように、国道四号線の事故は多いのでございまして、特にこの国道四号線におきまして、この關連する府県の中でも栃木県に所屬する面は他府県の事故率等に比べてやや多いのでございします。その事故の内容をいろいろ分析いたしますと、歩行者の事故が相当数多いといふこととございしますが、さらには自動車といふゆる自転車といふゆるあるいは自動車と自動車同士のいわゆる事故といふものが多いわけでございます。ちよつと私ここに手元にその資料を持っておりませんが、先ほど申し上げましたように、いわゆる事故率といふものは、この路線の区域がほかの区域に比べて相当上回つておるといふことが言えるわけでございます。

○稲葉誠一君 ことにことしの四月以降が非常に多いんじゃないですか。そういう点についての小山を中心として調べたのはございせんか。トラックが家へ飛び込んで、そして店番していた学生さんをひき殺してしまつたりなんかした例が非常にあつて、家族などはあぶなくてしようがないからといふので一番安全なところであつちやくかたまって寝ているといふようなことも言われておるらしいです。そればかりではないんですが、毎日のように事故が起きておるんですが、もう少し詳しい資料はありせんか。

○政府委員(高橋幹夫君) 特にこの路線のところについて特別にその部分だけをとつて調べた資料が私のところにはちよつとございせんので、明確に申し上げられませんが、私のほうで宇都

宮市以南の一級国道四号線の取り締まりを一月から四月までいたしましたところの取り締まりの回数が八十五回でございます。その八十五回いずれも昼夜間でございまして、違反の件数は七千五百八十二件という件数をあげております。その中で、御披露いたしますと、無免許運転が千件、それから速度違反が二千九百件、酒酔い運転いわゆる酔っぱらい運転が千件、一時停止違反が六百七十五件、信号無視が二百五十九件、積載重量違反が千二百件、灯火不備というのが百五十六件、その他千三百八十二件というのが一月から四月まで八十五回にわたりました。宇都宮市以南の一級国道四号線の取り締まりの状況でございます。

したがって、これらの違反の状況から考えまして、いま申し上げましたように重量違反等のいわゆるダンブカーの違反が相当にあるということ。さらには、この交通量が二十四時間で一万四千五百九十一台。この中で通りますおとも車種を申し上げますと、バスが二百三十八、大型貨物が三千八百十四、ダンブカーが千九百五十六、普通乗用車が千二百三十四、普通貨物が四千三百五十七、自動三輪が千百十二、その他が千八百八十。しかも、これらの交通量の一番多い時間は十七時から十八時という数字があがっております。特に交通事故の原因の多いものは速度違反と追い越し違反でございます。先ほど御指摘になりました事故の原因のおもなものは、やはり速度違反と追い越し違反ということであると考えますので、それからの結果御指摘のような事故が多発している、こういうふうにご考えております。

○稲葉誠一君 その間の死者とかがした者の統計なんかはわかりませんか。

○政府委員(高橋幹夫君) 私いまちよつと急ぎましたので手元にございませぬが、詳細な資料はございませぬ。

○稲葉誠一君 その資料はできればきょういただければいいと思っております。

○政府委員(高橋幹夫君) これらの点についていろいろ検討をいたしましたし、いわゆる事故の原因が、先ほど申し上げましたように、速度違反と追い越し違反というものが特に多いわけでございます。したがって、これらの速度違反と追い越し違反を防止するための措置はどうであろうかということ、いわゆる全体の交通体制の問題、いわゆる白バイあるいは四輪車によるところの取り締まりの問題、あるいは交通規制。たとえば追い越し禁止の措置を講ずるとか、あるいは速度制限の措置を講ずるとか、いわゆる交通規制の面からの検討というふうなことで、いろいろ現地の栃木県の警察本部では頭を痛めて、いろいろな交通規制の問題とか交通取り締まりの問題等について具体的な措置をとっておるように私も報告を受けております。

○稲葉誠一君 そこで、これはもちろん警察だけの問題ではないと思うんですが、栃木県の警察本部に対してあなたの方から徹底的な取り締まりの体制というか、そういうふうなものを指示したりなんかしてありますか。

○政府委員(高橋幹夫君) 私どもは、具体的にそれぞれの路線についてその県にこういう取り締まりの方法をやれというように具体的な指示は原則としていたしておりません。しかしながら、最近では、国道一号线とか、あるいは四号線とか、九号線とか、いろいろ国道の路線に沿うての事故の原因を分析いたしました。それぞれの路線に関連をいたしますところの各府県の交通取り締まりが齊一であるように、また交通規制が齊一であるようにということで、総合的な交通取り締まりの指示はいたしてあります。したがって、先般のように、全国の一斉取り締まり、あるいは管区隊の一斉取り締まり、路線別の一斉取り締まりというふうなことはいたしてあります。

○稲葉誠一君 県警本部では白バイ、パトカーだけでも三十七台しかないとか、それから小山の交通係員は九人しかいないというふうなことで、そういう面からも体制として非常に不十分なものがあるんじゃないですか。

○政府委員(高橋幹夫君) この点につきましては、栃木県の県警といたしましては、栃木県全体の交通警察体制を強化するというのを昨年来考えておりました。御承知のように交通部を設けまして、それぞれ所要の課を充実いたしました。それに見合うところのい

わゆる警察官の増員というふうなものをいたしてあります。改正によりまして警察官を三十人増員いたしました。いわゆる国道五十号線、それから国道四号線それから二級国道百十九号線のいわゆる機動体制を強化するというふうなことで警察官の増強をはかっております。したがって、特に御指摘のような点につきましては、白バイの増強と申しますか、いわゆる機動警ら隊の小山分駐所というものを設けまして、十分これらに対処するような機動警ら隊の充実というふうな点については体制を充実しているように私も報告を受けております。

今後の対策として、こういう問題に對する警察庁全体としての対策もあるし、それから特に栃木県なら栃木県の例をとった場合に、栃木県の警察本部としてはどういうふうな対策を立てて非常に不安におののいてる住民の人たちやなんかの要望にこたえるというか。ことにいま県民運動で大きく盛り上がっているんです。これは新聞社だけでなくて、私どもの党も取り上げて大きな県民運動にしようとしておる。十五日に県会の総務・治安常任委員会が全部視察することになっておるんです。そういうふうな関係で、非常に大きな運動として盛り上がって、おるんです。今後の全体としての対策、特に栃木県の対策に対して警察庁側もいろいろアドバイスするなり警備するなりしてやっていると、こういうふうな住民の不安というものをなくすようにぜひしていただきたい、こう思うんですが、これに對するな対策とはいは具体的には立っておるわけですか。

○政府委員(高橋幹夫君) 先般も栃木県の本部長から私のほうに報告がありまして、ただいま稲葉議員の御指摘になつたような点について総合的な事故防止対策を考えた、と私ども、御承知のように、国家公安委員会において本年度の重点として、交通事故半減、暴力の絶滅ということをやつたておりまして、特に交通事故防止対策要綱というものをつくつております。私どもは、いま申し上げたような一級国道四号線の特に交通事故多発点については、交通診断を行なつて事故分析をして原因を徹底的にとらえ、それが道路に起因するものであるか、あるいは運転者に起因するものであるか、あるいは企業の

経営のやり方に起因するものであるか、多方面から実証的にこれを検討して、とにかく安全運動の間にそこをモデル地区として施設のにも何かひとつやれ、ガードレール一つでもつくれば、あるいは安全運動でとにかくその沿道における歩行者に對する徹底した安全教育をやれというふうなことで、モデル地区、モデル路線という構想を打ち出して、栃木県でもおそらくこれをモデル路線として考えておることと思ひます。したがうして、私どもは、いま申し上げたような総合的な施策を講じ、さらに実現をはかるように私どもも御要望の趣旨を第一線の栃木県の本部長によく伝えまして、具体的な施策、具体的な実行をしていくということを目指して、できるだけ事故防止対策を立てるよう、ただ、私どもは、交通取り締まりの面については、いま申し上げたように体制を強化してできるだけ取り締まりをしていくといううことをはかつていきたいというふうなことをおぼします。

○稲葉誠一君 これまで終わりますが、私のほうの党としても、これは県のほうも全面的に取り上げておられますし、また県会でもそういうことになつておりますから、いま言つたような形で栃木県としても十分やつてもらつて、その一応の結果を見てそしてまたあらためて質問をしていきたい、こういうふうなことを考えて、きょうの質問は終わります。

○理事(後藤義隆君) 本件の調査は一応この程度とし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、松川事件に関する請願(第二三〇〇号)
一、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願(第二三〇〇号)(第一号)(第二三〇四号)(第二三七七号)(第二三七二号)(第二三七三三号)(第二三七四号)(第二三七五号)

第二三〇〇号 昭和三十九年四月二十七日受理
松川事件等に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼 六、七一五 石川誠男 外三十九名

紹介議員 岩間 正男君
松川事件等について左記事項を審議され、万人納得のいく措置をとられたいとの請願。
一、松川事件類似の列車妨害事件がいくつあるか、いずれも犠牲者がでていながら真犯人が逮捕されていない。この種事件、特に国民の間で問題となつた松川事件について捜査上の問題点を解明すること。

二、捜査当局の証拠取扱いが種々疑惑を生じているので真相究明の観点から調査すること。
三、事件の犠牲者の遺族と、被告人として永年えん罪に苦難をなめた人々を十分に慰謝し、生活を助けること。

第二三〇一号 昭和三十九年四月二

十七日受理
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 北九州市小倉区北方仲町二丁目幸山荘内 村瀬ツヤ子外四千四百九十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三〇二号 昭和三十九年四月二十七日受理
暴力行為等処罰に関する法律等一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 福岡県大牟田市平原町 一六二 熊谷誠二外四千四百九十九名

紹介議員 鈴木 市藏君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三〇三号 昭和三十九年四月二十七日受理
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 福岡市大字多々良町津屋 満岡武一外四千五百名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三〇四号 昭和三十九年四月二十七日受理
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 福岡県柳川市古賀二四 九 古賀靖了外四千五

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三七一号 昭和三十九年四月二十八日受理
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 東京都大田区蓮沼一ノ三 瀬下慶長外千四百三名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三七二号 昭和三十九年四月二十八日受理
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋七ノ二、一九四 普世泰吉 外五百五十三名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三七三号 昭和三十九年四月二十八日受理
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反對に関する請願
請願者 千葉県松戸市古ヶ崎一八九 中川春雄外千二百二十七名

紹介議員 鈴木 市藏君
この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。
第二三七四号 昭和三十九年四月二

十八日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部
を改正する法律案反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市神明町

一ノ四三 牧野進外三

十五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一九五七号と同
じである。

第二三七五号 昭和三十九年四月二

十八日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部
を改正する法律案反対に関する請願

請願者 北九州市小倉区宇佐町

二丁目南 江頭松次外

四百五十三名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一九五七号と同
じである。

昭和三十九年五月十九日印刷

昭和三十九年五月二十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局